

介護・障害福祉サービスをご利用のみなさま。
自立した生活を続けるために日頃から考えておきませんか。

あれこれ決められなくなる前に！
知っておこう。備えておこう。

判断能力が不十分な方の
財産と権利を守り支援する

成年後見制度

これからの
私のお金や権利のこと、
今から考えておきたい！



平野レミ



和田明日香

契約や手続きでも
お母さんらしさを
ずっと支えたい！

認知症・知的障害・精神障害などによって
判断能力が不十分な方の支援者を選び、
法律的に支援する制度です。



判断能力のあるうちに
任意後見人を
定めることも！

詳しくは

厚生労働省 成年後見制度



こんな方に**成年後見制度**

任意後見

将来、認知症になった時に、
財産の管理等が心配!



財産管理や契約等を支援する
任意後見人を選んでおける。

判断能力が不十分で、
契約や手続きがとどこおる!



成年後見人等が本人に代わって、
契約や手続きをしてくれる。

法定後見

物忘れがひどくなり
だまされて借金をくり返す!



成年後見人等が不当な契約を
取り消してくれる。

正しい判断ができず、
不当な契約を結ばされる!



「成年後見制度」の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	判断能力が 不十分な方へ	判断能力が 著しく 不十分な方へ	判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方へ
判断能力が あるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の 代理・取消 <small>※日常生活に関する行為は除く</small>
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

詳しくは、「厚労省 成年後見制度」のホームページでご確認ください。

